

～宇都宮市にオフィスを新・増設しませんか？～ **オフィス企業立地支援補助金**のご案内

◆ICT関連企業への補助内容を大幅に拡充しました！！



宇都宮市にオフィスを新・増設した場合、入居する事務所の賃借料、入居に際して要した改修費用、新規雇用【特に女性雇用や新卒】、法人市民税相当額 などに対して支援します！！



対象となる企業

- 新・増設したオフィスで常時使用する従業員がいずれかに該当する企業
 1. オフィスを単独で立地する場合：6人以上
 2. オフィスを工場等と併設して立地する場合：21人以上

補助対象地域

- 宇都宮市内の市街化区域【基本区域】
- 市街化区域のうち、「都市機能誘導区域」に新・増設するものは重点的に補助します。
 【重点区域】※都市拠点エリア，LRT停留場周辺エリア，駅周辺エリア など
- 都市拠点エリアのうち、「高次都市機能誘導区域」に新・増設するICT関連企業については更に集中補助します。【ICT集積区域】

支援制度一覧

補助の種類	補助内容	区域と補助額
賃借料補助	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の賃借料 ・業務用駐車場の借上料 	基本区域：1/3以内 重点区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で合計額250万円 ICT集積区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で 合計額600万円
改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時に要した内装改修費 ・照明設置費 ・間仕切設置費 ・通信回線工事費 	基本区域,重点区域,ICT集積区域 : 1/10以内 ▶ 上限額：合計額100万円
雇用補助	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用した正規雇用者等:10万円/1人 ・新たに雇用した非正規雇用者等:5万円/1人 ◆新卒上乘せ：10万円/1人 ◆女性雇用応援上乘せ：10万円/1人 	基本区域,重点区域,ICT集積区域 : 定額 ▶ 上限額：合計額2,000万円 (上乘せ分含む)
通信回線使用料補助	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な通信回線の使用料 	ICT集積区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で 合計額250万円
税額補助	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税（法人税割）相当額 	重点区域, ICT集積区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で合計額100万円

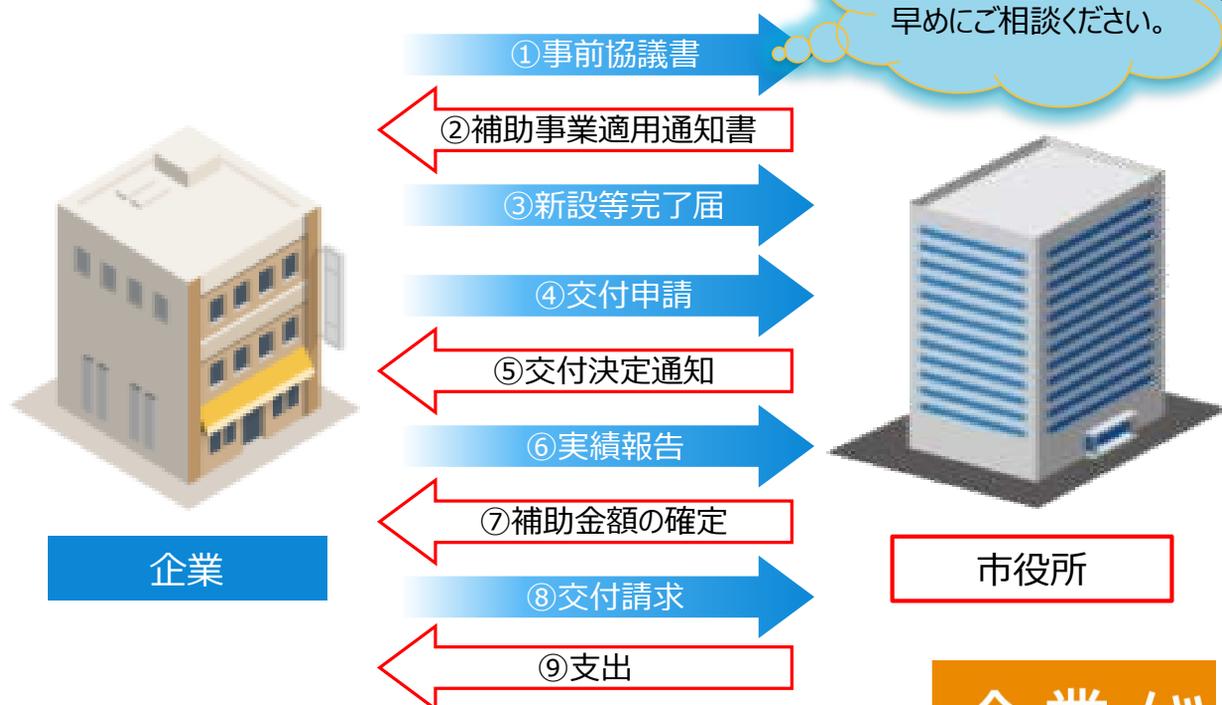
補助対象業種

- ✓ 建設業，製造業，電気・ガス・熱供給業，特定サービス事業（※），物流関連産業，運輸業，金融保険業，不動産業，学術研究，専門・技術サービス業，教育・学習支援業，情報通信業，職業紹介・労働者派遣業，コールセンター，上記の業種の管理，補助的経済活動を行う事業所
- ※ ソフトウェア業，情報処理サービス業，広告代理業等

補助の条件

1. 賃貸借契約前に事前協議書を提出していただく必要があります。
2. 補助事業適用通知書を受けてから2か月以内に操業を開始していただく必要があります。
3. 補助金の交付の決定日から5年以上操業していただく必要があります。
4. 新規従業員を1名以上雇用していただく必要があります。
5. 事務所において事務職の女性の割合が従業員数の2割以上である必要があります。

フロー図



【問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 企業立地グループ
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL.028-632-2461 FAX.028-632-2447
E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

企業が
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA